

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部(局)
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
を活用した感染症発生動向調査について

「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」（令和2年5月29日健感発 0529 第2号）別紙（以下「改正実施要綱」という。）において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととしたところです。

今般、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査における留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、地方衛生研究所等、帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の医療機関等に対し周知いただくようお願いします。

なお、厚生労働省においては、今後の統計情報の集計等については、HER-SYS に入力された情報に基づいて行うことを基本としますので、あわせて御了知いただくようお願いします。

記

1. 保健所等での入力における留意事項について

(1) 主な流れ

○ HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）及び濃厚接触者（以下「患者等」という。）に係る情報の収集・共有の主な流れは、次のとおりである。

- ① 患者等が帰国者・接触者外来等を受診。帰国者・接触者外来等において（※）検査実施時に HER-SYS 上に基本的な項目（下記（3）参照）等を入力。この際、

同時に、宿泊療養や自宅療養になった場合に患者等自らがスマートフォン等で健康情報を入力する際に必要となる ID（以下「スマホ入力 ID」という。）が生成されるので、スマホ入力 ID を患者等に伝達。

- ② 帰国者・接触者外来等において（※）検査結果判明時に HER-SYS 上に検査結果、入院の要否等を入力。
- ③ 最寄りの保健所において内容を確認の上、入院・宿泊療養・自宅療養の別に応じて、所要の対応を行う。
- ④ 入院の場合は、入院先の医療機関において（※）、患者の状態等を HER-SYS 上に入力。

宿泊療養・自宅療養の場合は、患者等がスマートフォン等を通じて日々の健康状態を入力。都道府県等の宿泊療養担当職員又は保健所（都道府県等から委託を受けた者を含む。）が、入力情報を確認。入力がない場合、症状に変化が見られる場合等は、患者等に電話連絡等を行い、その結果を入力。療養中に医療を受けた場合には、受診日、医療機関名等を入力。

- ⑤ 退院基準又は宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たすことが確認された場合には、転帰情報等を入力。

※ 当該帰国者・接触者外来等又は当該入院先の医療機関に入力・閲覧権限が付与されていない場合には、基本的な項目、検査結果等について最寄りの保健所に連絡し、保健所が入力。スマホ入力 ID の患者等への伝達も、保健所が行う。

（2）新規の患者等の情報の入力と発生届における留意事項

- 新規の患者等に関する情報の入力（以下「新規作成」という。）については、都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関又は保健所において、検査実施時に行うことを基本とすること。濃厚接触者である場合や都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関に HER-SYS の入力・閲覧権限が付与されていない場合など、検査実施時に新規作成を行うことが困難な場合には、当該患者等に係る情報が適切に入力・管理されるよう、保健所や医療機関間の連携を確保し、必要な対応を行うこと。
- また、HER-SYS においては、基本情報が登録されて初めて、その後の関係者による情報入力や患者等によるスマートフォン等を通じた健康状態の報告を行うことが可能となる。このため、医療機関や保健所において、発生届の情報の入力に時間を要する場合には、まずは基本情報のみを入力して新規作成の作業を行い、関係者による入力や患者等による報告を行うことができるようにすること。

（3）検査実施時及び結果判明時における留意事項

- （2）のとおり、検査実施時に患者情報を HER-SYS に入力すること。その際、

直ちに入力できる氏名（漢字及びカタカナ）、生年月日、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）等の基本情報のみの入力とし、他の情報については検査の結果が出た際に入力することとしても差し支えない。

- 検査実施数やそのうち陽性又は陰性となった件数等の把握は、新型コロナウイルス感染症の検出状況を判断する上で必要な指標であることから、検査の結果が陰性である場合についても、当該結果を HER-SYS に入力すること。

この場合、結果として陰性であった疑似症患者の発生届出に関わるものであるが、各地域における発生状況等による業務負担等を踏まえて、まずは基本的な項目（※）についての入力を優先し、その他の項目については、順次、情報を更新することとしても差し支えない。

※ 発生届の様式（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年5月13日付け健感発0513第4号）の別記様式6-1をいう。）中、「1 診断（検案）した者（死体）の類型」、「2 当該者氏名」、「3 性別」、「4 生年月日」、「8 当該者所在地」及び「12 診断方法」。

- 都道府県等と帰国者・接触者外来等との契約に際して検査実施の報告を求めることとしているが、少なくとも基本的な項目の記載があれば、当該報告があったものとみなすことができるという運用にすること。ただし、他の情報についても、後日報告が行われるよう取り扱うこと。
- 患者の状態等に応じて、抗原検査と PCR 検査の両方を受ける場合には、両検査の結果を入力すること。
- 退院基準又は宿泊療養若しくは自宅療養の解除基準を満たした後、再度、症状の変化等により検査を受けることとなり、その結果、確定患者と診断された場合については、新たな患者等としてシステム上で新規作成の作業を行い、その後の健康状態等の情報の入力を行うこと。その際、過去の新型コロナウイルス感染症の罹患歴を入力するとともに、ID 管理画面の自由記載欄に、以前のスマホ入力 ID を付記すること。なお、この場合、以前の入力済みのデータを削除する必要はない。

（4）その他の留意事項

- 患者等の発生から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の間までに、患者等が保健所の管轄区域をまたいで居所を移動する場合など、主に担当する保健所が変更となる場合には、HER-SYS 上で所要の処理を行うこと。この場合、変更処理を行う際に変更後の保健所に連絡を行う、双方の保健所が閲覧できる処理を行う等の対応により、変更前後の保健所における連携を図ること。
- HER-SYS において取り扱う情報は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報で

あることから、システムへのログイン用の ID・パスワードの管理、ウイルス対策ソフトの導入、盗み見防止への配慮等について、別添資料も参考にセキュリティ対策に万全を期すこと。また、利用規約に基づきシステム利用統括責任者の配置等、適切な管理体制をとること。

2. 中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターにおける取扱い

- 新型コロナウイルス感染症に係る情報については、日々、都道府県等において報道発表等が行われている状況にあることに鑑み、改正実施要綱第5の2(1)において、中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（以下「中央感染症情報センター等」という。）による週報又は月報を作成しないこととしたところ。このため、改正実施要綱第5の1(1)に基づく週報及び月報については、新型コロナウイルス感染症以外の感染症についてとりまとめ、公表すること。
- なお、この取扱いは、中央感染症情報センター等において、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び分析を行うことを妨げるものではなく、改正実施要綱第5の2に従って、適切に行われることが重要である。必要に応じて、都道府県等と中央感染症情報センター等の間で両者の役割分担について相談し、緊密な連携を図ることが望ましい。

3. 統計情報の取扱い

- 今後、厚生労働省においては、全国又は都道府県等ごとの統計情報については、HER-SYS に入力された情報に基づいて集計等を行ったものを公表し使用することとする。
- 各都道府県等においても、HER-SYS の登録情報について個人が特定されない形で、統計情報として公表することは差し支えない。その際、HER-SYS においては、随時情報が更新されることとなるため、集計のタイミングによって、数値が異なる可能性があることに留意すること（※）。
※ 例えば、6月1日分の検査実施数について、必ずしも同日中に全ての医療機関、保健所等において入力が終わるとは限らないため、翌日（2日）に集計した数値と一週間後に集計した数値が一致しない可能性がある。

4. HER-SYS への関係情報の入力により省略可能となる事務等

- 次の事務については、HER-SYS への関係情報の入力が可能であるため、従来の方法に代えて、HER-SYS への入力により行うことができること。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第

114号)に基づく医師による発生届

- ② 宿泊療養及び自宅療養中の健康フォローアップにおける患者本人や委託先（地域の医師会等）から保健所に対する報告
 - ③ 帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の検査を行った医療機関から保健所に対する検査結果等の報告
- また、厚生労働省から都道府県等に別途依頼している調査・報告のうち、次のものについては、HER-SYS への入力により回答・報告すること。なお、やむを得ない事情等により、HER-SYS への入力が困難である場合には、回答方法等について個別に厚生労働省に相談すること。

(HER-SYS に関係情報を入力することで、別途厚生労働省への報告が不要となる調査事項)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和2年2月12日付け健感発0212第3号）に基づく調査
- ・ 「各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について」（令和2年5月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく報告
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（医療体制班）事務連絡）等に基づく療養状況等に関する報告

【照会先】

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 **【対策班】**

代表電話：03（5253）1111（内線 8083／8082）

直通電話：03（3595）2305

メールアドレス：corona-taisaku@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム利用規約

第1条（目的）

本規約は、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの利用に関し、システム利用統括責任者、利用者認証実施者、システム利用管理者及びシステム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- 一 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」及び「本システム」とは、厚生労働省、地方自治体、医療機関等及びそれらから業務の委託を受けた者をインターネット回線で結び、感染者情報等の情報の把握及び管理を支援する仕組みをいいます。
- 二 「感染者情報等」とは、本システムを利用して管理されるすべての情報をいいます。
- 三 「本サービス」とは、本システムにおいて厚生労働省が提供する機能をいいます。
- 四 「利用機関」とは、都道府県、市町村、特別区、医療機関（都道府県等から本システムの利用を認められたものに限る。）及び都道府県等から感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する業務の委託を受けた者をいいます。
- 五 「都道府県等」とは、都道府県、保健所設置市又は特別区をいいます。
- 六 「感染症法」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
- 七 「感染者等」とは、本システムにおいてその健康状態等の情報を管理する新型コロナウイルスの感染者及び感染疑い者をいいます。
- 八 「システム利用統括責任者」とは、都道府県等においてシステムの利用を統括して管理する者をいいます。
- 九 「利用者認証実施者」とは、利用機関においてシステム利用者に対するID・パスワードの発行、管理その他システム利用者の管理を行う者をいいます。
- 十 「システム利用管理者」とは、所属する利用機関においてシステムの利用を管理する者をいいます。
- 十一 「システム利用者」とは、利用機関において本サービスを利用する職員（システム利用統括責任者、利用者認証実施者及びシステム利用管理者を除く。）をいいます。
- 十二 「システム利用者等」とは、システム利用統括責任者、利用者認証実施者、

システム利用管理者及びシステム利用者を総称していいます。

第3条（適用）

本規約は、すべてのシステム利用者等に適用されるものとします。

- 2 本規約の実施のために制定される細則、その他付随して作成された本システム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとしてすべてのシステム利用者等に適用されるものとします。

第4条（規約の遵守）

システム利用者等は、本システムの利用に際し事前に本規約を熟読し、理解したうえで、本規約に同意して本システムを利用するものとします。

- 2 システム利用者等は、本システムを利用する際には、常に本規約を遵守するものとします。

第5条（システム利用における責任）

システム利用者等は、感染症法、個人情報保護に関する各種法令その他の適用ある法令及び規制に則り、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って取得した以下の情報を適切に管理・利用するものとし、本規約に特別の定めがある場合を除き、かかる本システムの利用に起因又は関連して国及び厚生労働省に対しいかなる責任及び損害も負担させないものとします

- 一 本システムで取り扱う感染者等の個人情報
- 二 本システムで取り扱うシステム利用者等情報
- 三 厚生労働省及びシステム利用者等が共有する情報
- 四 その他、システム利用者等が閲覧又は取得した全ての情報

第6条（システム利用者等の認証）

システム利用者等は、本システムの利用に当たり、認証を受ける必要があります。

- 2 システム利用統括責任者の認証は、厚生労働省が、氏名、役職名等を記載した名簿を作成することで実施する。
- 3 利用者認証実施者の認証は、厚生労働省が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき厚生労働省が行います。
- 4 システム利用管理者及びシステム利用者の認証は、利用者認証実施者が発行するID及びパスワードの入力並びに電話番号等の情報の登録に基づき利用者認証実施者が行います。
- 5 前2項のシステム利用管理者及びシステム利用者として認証を受けられる者の範囲及び認証の詳細な方法は厚生労働省が別途定めます。

第7条（運用制限）

厚生労働省は、本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、その他理由の如何を問わず、その裁量により、システム利用者等への予告を行うことなく、本システムの運用の停止、休止若しくは中断、本システムの利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行うことがあります。

第8条（情報到達の責任分界点）

システム利用者等から本システムへの情報の到達は、伝送路上から入力した情報をシステム利用者等が本システム画面上で確認した時点をもってシステム利用者等が責任を果たしたものとなります。

- 2 本システムからシステム利用者等への情報の到達は、システム利用者等の使用に係る電子計算機に当該情報が記録された時点をもって厚生労働省が責任を果たしたものとします。

第9条（通信経路の責任分界点）

厚生労働省の責任の範囲は、システム利用者等の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点から厚生労働省までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、厚生労働省が責任を負うものとします。

- 2 システム利用者等の責任の範囲は、システム利用者等の回線と厚生労働省の準備した回線の接続地点からシステム利用者までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、システム利用者等が責任を負うものとします。ただし、第20条の情報の取得の場合については、通信経路上経由するネットワーク及びネットワーク間の回線における責任範囲は当該ネットワークの利用に係る規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第10条（システム利用統括責任者の責任）

システム利用統括責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守して利用者認証実施者、システム利用管理者及びシステム利用者のシステムの利用を管理しなくてはなりません。

- 一 本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること。
- 三 利用者認証実施者及びシステム利用者が本システムを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

第 1 1 条（利用者認証実施者の責任）

利用者認証実施者は、次の各号に掲げる事項を遵守してシステム利用者の管理をしなくてはなりません。

- 一 本システムの利用に関し、システム利用者に対して、利用の許可、停止を行うこと。
- 二 管轄内のシステム利用者の ID 発行・停止を行うこと。なお、システム利用者でなくなった者に関しては、ID を速やかに停止すること。
- 三 個人情報の漏えい等の防止のため、システム利用者の職務権限に応じて、別途厚生労働省が定める権限種別の ID を適切に発行すること。
- 四 本システムが不正に利用されることのないよう、管理するシステム利用者に関する ID 及びパスワード、その他本システムを利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者適切に管理させること。

第 1 2 条（システム利用管理者の責任）

システム利用管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守して所属する利用機関においてシステム利用者のシステムの利用を管理しなくてはなりません。

- 一 本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること。
- 三 システム利用者が本システムを適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと。

第 1 3 条（システム利用者の責任）

システム利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守して利用しなくてはなりません。

- 一 本システムの効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- 二 情報の漏えい、滅失、改ざん等を行わないこと。
- 三 本システムが不正に利用されることのないよう、ID 及びパスワード、その他本システムを利用するために必要なすべての情報及び機器を適切に管理すること。
- 四 本システムで管理している個人に関する情報については、システム利用統括責任者の許可なしに端末機器等に保存しないこと。
- 五 本システムに接続する端末機器等に関しては、OS その他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応すること。また、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保すること。
- 五 本システムの定期的又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等に

より予告の有無を問わず、本システムが利用できなくなる場合があることに留意すること。

第14条（禁止事項）

システム利用者等は、自ら又は第三者をして、本規約に別途規制される行為のほか、次の各号に掲げる行為を行い又は行わせてはなりません。

- 一 本システムを感染者情報等の把握及び管理の支援、分析（都道府県、市町村、特別区に限る。）並びに統計作成に関する目的以外の用途で使用する事。
- 二 本システムに対し、不正にアクセスを行うこと。
- 三 本システムの管理及び運営を妨害すること。
- 四 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する等により本システムの正常な機能を阻害すること。
- 五 ID及びパスワードを第三者に使用させること並びに第三者への貸与、譲渡、承継、売買及び担保の目的に供すること。
- 六 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 七 その他、本システムの提供に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

第15条（システム利用の拒否）

厚生労働省は、前条に定める行為、又は、本システムの運用に支障をきたす若しくは支障をきたす恐れがある行為を行ったシステム利用者等に対して、その裁量に基づく判断により、本システムの利用を拒否することがあります。

第16条（運用制限等に関する免責事項）

国及び厚生労働省は、システム利用者等又は第三者が被った次に掲げる損害については、その責任を負いません。

- 一 厚生労働省の責によらずID及びパスワード、その他システム利用者に関する情報が漏洩し、又は盗用されたことに起因又は関連して生じた損害
- 二 第7条に掲げる運用制限に起因又は関連して生じた損害

第17条（変更）

厚生労働省は、必要があると認めるときは、その裁量により、システム利用者等に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項の変更又は新たな条項の追加をすることがあります。なお、本規約を変更した場合は、変更後の規約を本システムに掲載することとします。

- 2 前項による本規約に規定する条項の変更後に、システム利用者等が本システムの利用

を継続したときは、システム利用者等は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

第18条（システムの利用時間）

システム利用者等は、第7条に規定する本システムの運用の停止、休止又は中断の時間を除き、いつでも、本システムを利用して感染者情報等の管理・支援・分析（都道府県、市町村、特別区のみ）に関することを行うことができます。

第19条（使用可能な文字）

本システムにおいて使用可能な文字は次の各号に掲げる文字とします。

- 一 JIS X 0201として規格化されている英数字及び記号を含む1バイト文字
- 二 JIS X 0208として規格化されている2バイト文字
- 三 JIS第一水準漢字及びJIS第二水準漢字

第20条（情報取得の際の通信経路）

システム利用者等が、本システムに記録された情報を本システムからシステム利用者等の使用に係る電子計算機に送信する方法で取得する場合は、厚生労働省が定めた通信経路を通じて取得しなければなりません。

- 2 前項の方法でシステム利用者等が取得する情報及び現に取得した情報に関して、漏えい、滅失、毀損その他理由の如何を問わずシステム利用者等又は第三者に損害が生じた場合、厚生労働省が定めた通信経路上の各ネットワークの利用に係る規約等に別途定めがある場合を除き、その責任は当該システム利用者等又はその所属する利用機関が負うものとし、国及び厚生労働省は何ら責任を負いません。

第21条（個人情報の取扱）

厚生労働省は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び「厚生労働省保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報を適切に収集、利用、管理、および保管します。

- 2 システム利用者等は、それぞれに適用ある個人情報保護に関する法令及び関連するガイドラインその他の諸規則等に基づき、個人情報を適切に収集、利用、管理、および保管します。

第22条（第三者提供等に関する免責事項）

国及び厚生労働省は、自らがその故意又は重大な過失に基づき本システムに記録された個人情報を第三者に漏えい若しくは開示又は公表した場合を除き、本システムに記録された個人情報の第三者による取得その他の本システムに起因又は関連してなされ

る個人情報の第三者による取得に関し、何ら責任を負いません。

第23条（システム利用等の設備等）

システム利用者等は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を、システム利用者等の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、システム利用者等が自己の責任で行うものとします。

- 2 前項に規定する準備に要する費用及び本システムを利用するために必要な通信費用その他の本システムの利用に係る一切の費用は、厚生労働省から提供するサービスを除き、システム利用者等の負担とします。

第24条（著作権・知的所有権）

厚生労働省がシステム利用者等に貸与又は提供する一切のプログラム及びその他の著作物（本規約及び本システム利用等の操作手順書を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、厚生労働省又は当該権利を有する者に帰属します。

- 2 システム利用者等は、本システムの利用に際し、厚生労働省がシステム利用者等に貸与又は提供する一切のプログラム及びその他の著作物を次の各号のとおり扱うものとします。
 - 一 著作権法その他の適用ある法令諸規則及び本規約を遵守し、本システムを利用するために必要な限度においてのみ使用すること
 - 二 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと
 - 三 営利目的の有無に関らず、第三者に貸与・譲渡し又は担保の目的に供しないこと。
 - 四 厚生労働省又は厚生労働省が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

第25条（権利義務等の譲渡等禁止）

システム利用者等は、本規約に基づく権利、義務又は当事者たる地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、担保に供し又はその他の処分をしてはなりません。

第26条（準拠法及び管轄）

本規約には、日本法が適用されるものとします。

- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（協議）

本規約に定めのない事項その他利用規約の条項に関し疑義を生じたときは、厚生労働省の指示に従うものとします。

附則

本規約は令和2年5月29日から施行します。